

浜松市公告第668号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及びその添付書類を、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成25年7月30日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）雑貨屋ブルドッグ葵東店
浜松市中区葵東二丁目25番地45
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
浜松市浜北区平口5228番地
株式会社雑貨屋ブルドッグ 代表取締役 久岡 卓司
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
浜松市浜北区平口5228番地
株式会社雑貨屋ブルドッグ 代表取締役 久岡 卓司
浜松市浜北区平口5228番地
株式会社雑貨屋ブルドッグ(シャトレーゼ) 代表取締役 久岡 卓司
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年3月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,097平方メートル
- 6 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	51台
駐輪場の位置及び収容台数	17台

荷さばき施設の位置及び面積	48平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	11.11立方メートル

7 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容	
小売業を行う者の開店時刻	株式会社雑貨屋ブルドッグ	シャトレーゼ
	午前10時00分	午前9時00分
小売業を行う者の閉店時刻	株式会社雑貨屋ブルドッグ	シャトレーゼ
	午後11時00分	午後9時00分
駐車場を利用できる時間帯	午前8時45分から午後11時15分まで	
駐車場の出入口の数及び位置	3箇所	
荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで	

8 届出年月日

平成25年7月25日